

猫ウイルス性鼻気管炎・猫カリシウイルス感染症・猫汎白血球減少症・猫白血病（組換え型）混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン

平成 21 年 3 月 26 日（告示第 421 号） 一部改正

動生剤基準の猫ウイルス性鼻気管炎・猫カリシウイルス感染症・猫汎白血球減少症・猫白血病（組換え型）混合（油性アジュバント加）不活化ワクチンの 3.7.2、3.7.4 及び 3.7.6 に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。

また、中間製品について同基準の猫ウイルス性鼻気管炎・猫カリシウイルス感染症・猫汎白血球減少症・猫白血病（組換え型）混合（油性アジュバント加）不活化ワクチンの 3.5.2.3 の規定を準用して試験を行うものとする。